



島根県報

平成19年9月28日(金)
号外第108号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目次

公安規則

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	(警察本部)	1
島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則	(")	1
放置違反金の納付命令及び徴収等の手続に関する細則の一部を改正する規則	(")	1
放置車両の確認事務の委託の手続等に関する細則の一部を改正する規則	(")	11

公安委員会規則

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月28日

島根県公安委員会委員長 伊藤 裕

島根県公安委員会規則第19号

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

島根県道路交通法施行細則(昭和55年島根県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第23条の3に次の1項を加える。

- 2 施行規則第20条第2項に規定する届出書に書類(免許用写真に限る。)の添付を要しない場合は、他の都道府県公安委員会(広島県公安委員会及び沖縄県公安委員会を除く。)の管轄区域から公安委員会の管轄区域への住所の変更に係る届出をする場合とする。

附則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月28日

島根県公安委員会委員長 伊藤 裕

島根県公安委員会規則第20号

島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例施行規則(平成18年島根県公安委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

附則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

放置違反金の納付命令及び徴収等の手続に関する細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月28日

島根県公安委員会委員長 伊 藤 裕

島根県公安委員会規則第21号

放置違反金の納付命令及び徴収等の手続に関する細則の一部を改正する規則

放置違反金の納付命令及び徴収等の手続に関する細則（平成18年島根県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

島根県公安委員会指令 (交指) 第 号
年 月 日

放置違反金納付命令書

様

島根県公安委員会 印

あなたに対し、道路交通法第51条の 4 第 4 項の規定により、次のとおり放置違反金の納付を命じます。同封の納付書により期限までに納付してください。

記

命 令 の 件 名	放置違反金の納付命令に関する件 (第)
放 置 違 反 金 の 額	
納 付 の 期 限	
納 付 の 場 所	
納 付 命 令 の 理 由	

不服申立て及び訴えの提起に関するお知らせ

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、島根県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。
- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県 (訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。) を被告として、この処分についての取消訴訟を提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、取消訴訟を提起することができなくなります。

- 注：1 放置違反金の納付命令を受けて、その放置違反金を納付しない場合、法令の規定により、車検拒否の対象となります。
- 2 同一の車両について、繰り返し、放置違反金の納付命令を受けた場合、法令の規定により、車両の使用制限命令を受けることがあります。

お 問 い 合 わ せ 先	
〒690 - 8510	島根県松江市殿町 8 番地 1
	島根県警察本部交通部交通指導課
	電話 (0852) 26 - 0110

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

様式第 3 号を次のように改める。

様式第 3 号 (第 4 条関係)

島公指(公)第 号
年 月 日

弁 明 通 知 書

(弁明をしたい時の手続及び仮納付に関するお知らせ)

様

島根県公安委員会

印

あなたの使用する車両について、当公安委員会は、下記 1 の(1)のとおり放置車両と認め、あなたに対して放置違反金の納付命令を行うことを予定しています。

この事案について弁明をしたいときは、下記 1 の(2)により文書(弁明書)を当公安委員会あてに提出してください。

なお、弁明書は必ず提出しなければならないものではありません。また、弁明書を提出せずに、早期に手続を終結させたい方は、下記 2 により仮納付をすることができます。この場合、仮納付の金額は、あなたに対して予定される納付命令における放置違反金の金額と同一であり、また、仮納付の期限は、弁明書の提出期限と同一です。

このお知らせは、道路交通法第51条の 4 第 6 項及び第 9 項の規定に基づくものです。

記

1 放置違反金の納付命令の原因となる事実等及び弁明書の提出方法

(1) 放置違反金の納付命令の原因となる事実及び予定される納付命令の内容等

ア 放置違反金の納付命令の原因となる事実

イ 納付命令の根拠となる法令の条項

道路交通法第51条の 4 第 4 項

ウ 予定される納付命令の内容

金 〃 〃 〃 の放置違反金の納付命令

車両の運転者が反則金の納付等をした場合の取扱い

上記の違反について、あなたに対し公安委員会が放置違反金の納付命令を行う前に、当該放置車両の運転者が駐車違反の反則金の納付をした場合又は当該違反について公訴を提起され、若しくは家庭裁判所の審判に付された場合には、あなたに対して公安委員会から納付命令が行われることはありません。

なお、行き違い等により、反則金の納付、公訴の提起等がなされたにもかかわらず、納付命令が行われた場合には、その納付命令は取り消されることとなります。

(2) 弁明書の提出方法

ア 弁明の件名

放置違反金の納付命令に関する件(第 号)

イ 弁明書の提出先

〒690 - 8510 島根県松江市殿町 8 番地 1

島根県公安委員会(島根県警察本部交通部交通指導課)

ウ 弁明書の提出期限

エ 弁明書の記載事項

弁明書には、あなたの氏名、住所、連絡先（昼間、連絡が取れる電話番号等）、弁明の件名（番号も必ず記載してください。）及び内容を記載し、提出してください。

オ 資料の提出等

弁明をするときは、有利な証拠を提出することができます。車両の売買契約書の写し等の弁明の内容を裏付ける資料があれば、添付してください。

なお、提出された弁明に関し、当公安委員会は、あなた、車両の所有者その他の関係者に対し、報告又は資料の提出を求めることがあります。

2 仮納付による手続の終結

(1) 仮納付制度の概要

ア 仮納付は、公安委員会が納付命令を行う前に車両の使用者が放置違反金に相当する額を公安委員会に納付した場合に、その後の手続を簡略化する制度です。この制度によりあなたが仮納付を行った場合、後日、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行うことが適当であるかどうか確認した上で、下記の場所において公示により放置違反金の納付命令が行われます。これにより、仮納付が放置違反金の納付とみなされますので、本件に係る放置違反金の納付についてあなたがそれ以上の手続を行う必要はありません（道路交通法第51条の4第10項及び第11項）。

イ あなたが仮納付を行った後、当該放置車両の運転者が駐車違反の反則金を納付したことなどの事由により、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行わないこととした場合は、仮納付に係る金額は返還されません（道路交通法第51条の4第12項）。

(2) 仮納付の場所、方法及び公示による納付命令の場所

ア 仮納付の場所は、仮納付書記載の金融機関です。

イ 仮納付は、同封の仮納付書に仮納付の金額を添えて行ってください。仮納付書の第1片は、領収証としてあなたに渡されます。

なお、分納はできません。

ウ 仮納付の期限経過後は、同封の仮納付書による納付をすることはできません。

エ 公示による納付命令の場所

島根県公安委員会の掲示板（島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部庁舎前）

オ 公示による納付命令は、氏名ではなく、次の弁明通知書の番号をエの掲示板に表示することにより行います。

この弁明通知書の番号：第

号

～ 車検拒否制度に関するお知らせ ～

放置違反金の納付命令を受けて、その放置違反金を納付しない場合、法令の規定により、次回の車検手続を完了できなくなります。（車検拒否）

～ 車両の使用制限に関するお知らせ ～

同一の車両について、繰り返し、放置違反金の納付命令を受けた場合、法令の規定により、車両の使用制限命令を受けることがあります。

お問い合わせ先

〒690 - 8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部交通部交通指導課

電話 (0852) 26 - 0110

様式第 7 号を次のように改める。

様式第7号(第6条関係)

島根県公安委員会指令(交指)第 号
年 月 日

督 促 状

様

島根県公安委員会 印

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、放置違反金の納付を命じましたが、その納付期限(年 月 日)を経過してもいまだ納付されていませんので、同条第13項の規定により督促します。

下記の期限までに、同封の納付書により至急納付してください。

指定納付期限までに完納されないときは、道路交通法第51条の4第14項の規定による地方税の滞納処分の例により、あなたの財産を差し押さえることとなります。

なお、あなたが放置違反金を完納された後にこの督促状が届いた場合は、行き違いですので御容赦ください。

記

年度	弁明通知書の番号	放置違反金	延滞金	手数料
	号	円	円	円

指定納付期限	
納付の場所	

不服申立て及び訴えの提起に関するお知らせ

- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、島根県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。
- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に島根県(訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。)を被告として、この処分についての取消訴訟を提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、取消訴訟を提起することができなくなります。

注：1 上記の放置違反金等を納付しない場合、法令の規定により、車検拒否の対象となります。

2 延滞金については、裏面の「延滞金の算出方法及び端数計算について」を参考にしてください。

延滞金の算出方法及び端数計算について

1 延滞金の算出方法

放置違反金の額に、納付の期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じたものです。

2 端数計算

延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数の額又はその全額を切り捨てます。

お問い合わせ先	
〒690 - 8510	島根県松江市殿町8番地1
	島根県警察本部交通部交通指導課
	電話(0852)26-0110

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

放置車両の確認事務の委託の手続等に関する細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 9 月28日

島根県公安委員会委員長 伊 藤 裕

島根県公安委員会規則第22号

放置車両の確認事務の委託の手続等に関する細則の一部を改正する規則

放置車両の確認事務の委託の手続等に関する細則（平成17年島根県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

様式第 7 号裏面中「第119条の 3 第 1 項第 3 号」を「第119条の 2 第 1 項第 3 号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

